チ 來十一〇世四
リ 詩卅四〇七、八　耶十七〇七　但六〇廿二、廿三
カ 但六〇廿六
ヨ 但六〇廿七
イ 但三〇四、六〇廿五
ロ 但三〇廿六
ハ 但六〇廿七
ニ 但四〇卅四、二〇四十四、二〇廿六
ホ 但二〇廿八、廿九
ヘ 但二〇一
ト 但二〇二
チ 但一〇七
リ 箴六十三〇十一、但四〇十八、二〇十一、五〇十一、五十四
ヌ 但二〇四十八、五〇十一

と是においてシャデラクメシャクおよびアベデヂゴろの火の中より出きたりしかば　二七 州牧、將軍、方伯および王の大臣等集りて此人々を見たり此人々の身い火もこれを害する力なかりきまたろの頭の髮い燥ずろの衣裳い傷ねず火の臭氣もこれに付ざりき　二八 チブカデヂザルすおはち宣て曰くシャデラクメシャクアベデヂゴの神い讚べき哉彼ろの使者を遣りて己を賴む僕を救へりまた彼らい自己の神の外にい何の神にも事へずまた拜せざらんとて王の命をも用ゐず自己の身をも捨んとせり　二九 然ば我今命を下す諸民諸族諸音の中凡てシャデラクメシャクおよびアベデヂゴの神を詈る者あらばろの身い切裂れろの家い厠ゐせられん其い是のごとくに救を施す神他にあらざれゑなりと　三十 かくて王またシャデラクメシャクおよびアベデヂゴの位をすゝめてバビロン州ゐをらしむ

第四章

一 チブカデヂザル王全世界に住る諸民諸族諸音ゐ諭す願くい大なる平安汝らにあれ　二 至高神我にむかひて徵證と奇蹟を行へり我これを知しむることを善と思ふ　三 嗚呼大なるかなろれ徵證嗚呼盛なるかなろの奇蹟ろの國い永遠の國ろれ權い世々限なし　四 我チブカデヂザルわが家に安然に居りわが宮に榮え居り　五 我一の夢を見てこれゑために懼れ即ち床にありてろの事を想ひめぐらしろの我腦中の異象のために心をおやませり　六 是において我命を下しバビロンの智者をことゝく我前に召よせ玄めてろの夢の解明を我に玄めさせんと爲たれば　七 すおはち博士法術士カルデア人卜筮師等きたりしゐ因て我ろの夢を彼らに語りけるに彼らいろの解明を我に玄めすことを得ざりき　八 かくて後ダニエルわが前ゐ來れり彼の名い吾神の名ゐ玄たゞのひてベルテシャザルと稱へられろの裏にい聖神の靈やどれり我ろの夢を彼の前に語りて曰けらく　九 博士の長ベルテシャザルよ我玄る汝の裏にい聖神の靈やどれば如何なる秘密も汝にい

ル 結一〇三　但四〇廿
チ 結十七〇廿三、廿一〇六　寒四〇廿
リ 詩百二〇廿　但四〇十七、
カ 申卅三〇二　但八〇十三　亞十四〇五　猶十四
ヨ 太三〇十
タ 結卅一〇十二
レ 但十一〇十三、十二〇七
ソ 詩九〇十六
ツ 但二〇廿一、五〇廿一、四〇廿五、卅二
子 創四十一〇八、十五　但五〇八、十五
ナ 但四〇八
ラ 但四〇八
ム 母卜十八〇廿二　耶廿九〇七
ウ 但四〇十四十二

難き事なし我ゞの夢に見たるところれ事等を聞きろの解明を我に告よ　十 我ゞの床にありて見たる吾腦中の異象い是のごとし我觀しに地の當中ゐ一の樹ありてろの丈高かりしが　十一 ろの樹長じて強固なり天に達するほどれ高となりて地れ極までも見えわたり　十二 ろの葉い美しくろの菓い饒に玄て一切の者ろの中より食を得また野の獸ろの蔭ゐ臥し空の鳥ろの枝に棲み凡て血氣ある者みな是によりて身を養ふ　十三 我床にありて得たる腦中の異象れ中に一箇の警寤者一箇の聖者の天よりくだるを見たりしが　十四 彼聲高く呼はりて斯いへり此樹を伐たふしろの枝を斫はなしろの葉を搖おとしろれ果を打散し獸を玄てろの下より逃さしらせ鳥を玄てろの枝を飛さら玄めよ　十五 但しろの根の上の斬株を地に遺しおき鐵と銅の索をかけて之を野の草の中にゐら玄めよ是い天よりくだる露に濕れまた地の草の中にて獸とろの分を同じうせん　十六 又ろの心い變りて人間の心のごとくならず獸の心を禀て七の時を經ん　十七 この事い警寤者等の命によりこの事い聖者等の言による是至高者人間の國を治めて自己の意のまゝにこれを人に與へまた人の中の最も賤き者をろの上に立たまふといふ事を一切者に知玄めんがためゐり　十八 我チブカデヂザル王この夢を見たりベルテシャザルよ汝ろの解明を我に述よ我國の智者い孰も皆ろの解明を我ゐ示すことを得ざりしゞ汝い之を能せん其い汝の裏にい聖神の靈やどれゐりと　十九 ろの時ダニエル又れ名いベルテシャザルといふ者暫時の間驚き居り心に深く懼れたれば王これに告て言りベルテシャザルよ汝この夢とろの解明のためゐ懼るるにおよゞずとベルテシャザルすおはち答へて言けらく我主よ願くいこの夢汝を惡む者の上にかゝらん事を願くい此解明汝の敵にのゞまんことを　二十 汝が見たまひし樹すなはちろの長じて強くなり天ゐ達するほどの高とおりて地の極までも見えわたり　二一 ろの葉い美玄くろの果い饒にして一切れ者ろの中より食い

井 但二〇廿八
ノ 耶廿七〇六並八
オ 但四〇十三
ク 但五〇廿一
ヤ 但四〇廿三、五〇廿一
マ 詩百六〇廿
ケ 詩八十三〇十八 但四〇十七、廿二
フ 耶廿七〇五
コ 太廿一〇廿五 路十五〇十八、廿一
エ 被前四〇八
テ 詩四十一〇一
ア 王上廿一〇廿九
サ 箴十六〇十八 但五〇廿
キ 但五〇五 路十二〇廿
ユ 但四〇廿四
メ 但四〇廿五
ミ 但四〇廿六 詩四〇十
シ 但十二〇七 詩十〇十六
エ 四、七〇十四 米四〇七 路一〇廿三

得またろの下ゐ野の獸臥しろの枝に空の鳥棲たる者王よ是いすなむち汝なり汝い長じて強くゐり汝の勢い盛にして天におよび汝の權い地れ極にまでおよべり　王また一箇の警寤者一箇の聖者の天より下りて斯言ふを見たまへり云くこの樹を伐たふして之をろこゐへ但しろの根の上の斬株を地に遺しおき鐵と銅の索をかけて之を野の草の中にあら玄めよ是い天よりくだる露に濡れ野の獸とろの分を同らして七の時を經へ　王よろの解明い是のごとし是すなむち至高者れ命にして王我主に臨まんとする者なり　即ち汝い逐れて世の人と離れ野の獸とともに居り牛のごとくに草を食ひ天よりくだる露に濡れん是のおとくゐ玄て七の時を經て汝つひゐ知ん至高者人間の國を治めて自己れ意のまゝに之を人ゐ與へたまふと　又彼ちろの樹の根の上の斬株を遺しおけと言たれば汝の國い汝ゞ天い主たりと知にいたる時まで汝を離れ然ば王よ吾諫を容れ義をおこゐひて罪を離れ貧者を憐れみて惡を離れよ然らば汝の平安あるひい長く續かんと　この事みゐチブカデチザル王に臨めり　十二箇月を經て後王バビロンの王宮の上ゐ歩みをり王すなむち語りて言ふ此大ゐるバビロンい我ゞ大なる力をもて建て京城となし之をもてわゞ威光を耀かす者ならずや　ろの言なは王の口にある中に天より聲降りて言ふチブカデチザル王よ汝に告ぐ汝い國の位を失むん　汝い逐れて世の人と離れ野の獸と共に居り牛のごとくゐ草を食はん斯のごとくにして七の時を經て汝つひゐ知ん至高者人間の國を治めて己れの意のまゝゐこれを人に與へたまふと　ろの時直ゐこの事チブカデチザルゐ臨み彼い逐れて世の人に離れ牛のごとくに草を食ひてろの身い天よりくだる露に濡れ終にろの髮毛い鷲の羽のごとくゐなりろの爪い鳥の爪のごとくになりぬ　斯てろの日の滿たる後我チブカデチザル目をあげて天を望みしにわゞの分別性我に歸りたれば我至高者に感謝しろの永遠に生る

七 箴四十〇十五、十七
モ 詩百十五〇三、百卅五〇六
セ 伯卅四〇廿九
ス 伯九〇十二 箴四十五〇九 羅九〇廿
イ 但四〇廿六
ロ 伯四十二〇十二 箴廿二〇四 太六〇卅三
ハ 詩卅三〇四 默十五〇三、十六〇七
ニ 出十八〇十一 但五〇廿
イ 詩一〇三
ロ 耶廿五〇十九 但一〇二 耶廿七〇七 代下十五〇七、十六 但五〇十一至十三
ハ 默九〇廿
ニ 但四〇廿一
ホ 但五〇九
ヘ 箴九〇廿七
ト 創二〇十
チ 但二〇二、四〇六
リ 箴四十四〇十三
ヌ 但六〇二
ル 但二〇廿七、四〇七
ヲ 但二〇一
ソ 但五〇六

者を讃かつ崇めたり彼の御宇い永遠の御宇彼の國い世々かぎり無し　地上の居民い凡て無き者のおとし天の衆群にも地の居民にも彼いろの意のまゝゐ事をなしたまふ誰も彼の手をおさへて汝おんゞ然するやと言ことを得る者なし　この時わゞ分別性かく我に歸りたりしがわゞ國の榮光につきていまた我の尊嚴と光耀我にかへれり且また大臣牧伯等我ゐ請求めて我ふたゝび國の祚を踐み前よりも著しく威光を增たり　是において我チブカデチザル今い天の王を讃頌へかつ崇む彼の作爲い凡て眞實彼れ道い正義自ら高ぶる者い彼能くこれを卑くゐたまふ

第五章

一 ベルシヤザル王ろの大臣一千人のために酒宴を設けろの一千人の者の前に酒を飲たりしゞ　二 酒の進むにいたりてベルシヤザルいろの父チブカデチザルゞエルサレムの宮より取きたりし金銀の器を攜へいたれと命せり是王とろの大臣および王の妻妾等みな之をもて酒を飲んとておりき　三 是をもてろのエルサレムゐる神の宮の內院より取たりし金の器を攜へいたりけれゞ王とろの大臣ふよび王の妻妾等これをもて飲り　四 すなむち彼らい酒をのみて金銀銅鐵木石などの神を讃たゝへたりしゞ　五 ろの時に人の手の指あられて燭臺と相對する王の宮の粉壁に物書り王ろの物書る手の末を見たり　六 是において王の愉快なる顏色い變りろの心む思ひなやみて安からず腰の關節いゆるみ膝いゐひ擊り　七 王すなむち大聲に呼むりて法術士カルデァ人卜筮師等を召きたらしめ而して王バビロンの智者等に告て言ふこの文字を讀みろの解明を我に示す者ゐい紫の衣を衣せ頸に金の鏈をかけさせて之を國れ第三の牧伯とおさんと　八 王の智者等い皆きたりしかどもろの文字を讀こと能むずまたろの解明を王に玄めすこと能むざりけれむ　九 ベルシヤザル王ゐはいに思ひおやみてろの顏色を失へりろの大臣等もまた驚き懼れたり　十 時に大后王と大

カ 但二〇四、三〇九
ヨ 但二〇四十八、四〇八、九
〇十八
タ 但五〇二
レ 但五〇二
ソ 但四〇九
ツ 但六〇三
子 但一〇七

臣等れ言を聞てうれ酒宴の室にいりきたり大后すゐはち陳て言ふ願くい王長壽かれ汝心に思ひなやむ勿れまた顔色を失ふにおよばず　十一　汝れ國に聖神の靈のやどれる一箇の人あり汝の父の代に彼聰明了知および神の智慧のごとき智慧あることを顯させり汝の父チブカデチザル王すなわち汝の父の王彼を立て博士法術士カルデア人卜筮師等の長となせり　十二　彼いダニエルといへる者なるが王これゐベルテシヤザルといふ名を與へたり彼い心の殊勝たる者にて了知あり知識ありて能く夢を解き隱語を解き難問を解くなり然ベダニエルを召れよ彼ろの解明を示めさんと　十三　是ゐおいてダニエル召れて王の前に至りければ王ダニエルに語りて言ふ汝い吾父の王がユダより曳きたりしユダの俘囚人ゐるろのダニエルなるか　十四　我聞ゐなんちの裏ゐい神の靈やどりをりて汝ゑ聰明了知ゐよび非凡の智慧ありと云ふ　十五　我智者法術士等を吾前ゐ召よせてこの文字を讀しめうの解明を我に示めさせんと爲たれども彼らゑこの事の解明を我に示めすことを得ず　十六　我聞ゐ汝い能く事物の解明をなしかつ難問を解くと云ふ然ば汝もし能くこの文字を讀みうの解明を我に示さゑ汝に紫の衣を衣せ金の索を汝の頸ゐかけさせて汝をこの國の第三れ牧伯とゐさんと　十七　ダニエルこたへて王に言けるい汝れ賜物い汝みづからこれを取り汝の餽物ゑこれを他の人に與へたまへ然ゐどら我い王のためゐろの文字を讀みうの解明をこれに知せたてまつらん　十八　王よ至高神汝の父チブカデチザルゐ國と權勢と榮光と尊貴を賜へり　十九　彼に權勢を賜ひしによりて諸民諸族諸音みゐ彼の前に慄のき畏れたり彼いろの欲する者を殺しろの欲する者を活しろの欲する者を上げろの欲する者を下しゐなり　二十　而して彼心ゐ高ぶり氣を剛愎にして驕りしかばろの國の位をすべりてろの尊貴を失ひ　二一　逐れて世の人と離れろの心い戰のごとくに成りろの住所い野馬の中にあり牛のごとくゐ草を食ひてろの身い天よりの露

ト 但五〇十二、十三
ラ 但五〇七、八
ム 但五〇七
ウ 但二〇六
井 但二〇卅七、卅八、四〇十七、十二、廿五
ノ 耶十七〇七　但三〇四
オ 但四〇卅、卅七
ク 出十八〇十一
ヤ 但四〇卅二

に濡たり是のごとくゐして終に彼ゑ至高神れ人間の國を治めてろの意のまゝに人を立たまふといふことをゑるゐいたれり　二二　ベルシヤザルよ汝い彼の子ゐして此事を盡く知るといへども猶ろの心を卑くせず　二三　却て天の主にむかひて自ら高ぶりろれ家の器皿を汝の前に持きたらゑめて汝と汝の大臣と汝の妻妾等ろれをもて酒を飲み而して汝い見てとも聞ことも知ことともわちぬ金銀銅鐵木石の神を讃頌ふることを爲し汝れ生命をろの手に握り汝の一切れ道を主どりたまふ神を崇むることをせず　二四　是をもて彼の前よりこの手の末いできたりてこの文字を書るなり　二五　ろの書る文字い是のごとしメ子、メ子、テケル、ウパルシン　二六　ろの言の解明い是れごとしメ子（數へたり）い神汝の治世を數へてこれをろの終ゐ至らせしを謂ゐり　二七　テケル（秤れり）い汝ご權衡ゐて秤られて汝の重の足ざることの顯れたるを謂ゐり　二八　ペレス（分たれたり）い汝の國の分たれてメデアとペルシアに與へらるゝを謂ゐり　二九　是においてベルシヤザル命を降してダニエルゐ紫の衣を着せしめ金の鏈をこれが頸ゐかけさせて彼い國の第三の牧伯なりと布告せり　三十　カルデア人の王ベルシヤザルいろの夜の中に殺され　三一　メデア人ダリヨスろの國を獲たり此時ダリヨスい六十二歲ゐりき

第六章

一　ダリヨスいろの國に百二十人の牧伯を立ることを善とし卽ちこれを立て全國を治理しめ　二　また彼らの上ゐ監督三人を立たりダニエルいろの一人なりき是ろの州牧を示て此三人の前にろの職を述ゑめて王ゐ損失の及ぶこと無らしめんためゐりき　三　ダニエルい心の殊勝たる者にしてろの他の監督ゐよび州牧等に勝りたれば王かれを立て全國を治めゑめんとせり　四　是においてろの監督と州牧等國事につきてダニエルを訟ふる隙を得んと示たりしご何の隙をも何の咎をも見いだすことを得ざりき其ゑ彼い忠義ゐ

ヲ 但四〇十七、廿五
ケ 代下卅三〇廿二、卅六〇十二
フ 但五〇三、四
コ 詩百十五〇五、六
エ 耶十〇廿三
テ 但卅一〇六　時六十二〇九　耶六〇卅
ア 賽廿一〇二　但五〇卅一、九〇一
サ 但六〇廿八
キ 但五〇七
ユ 耶五十一〇卅一、卅九〇五十七
メ 但九〇一
ロ 但五〇十二
ハ 傳四〇四

ホ 帖一〇十九、八〇八　但六〇十二、十五
ヘ 王上八〇四十四、四十八　詩五〇七　箴二〇四
ト 詩五十五〇十七　徒二〇一、二、十五、三〇、十〇
九
ヨ 尼二〇三　但六〇廿一、二〇四
チ 但三〇八
リ 但六〇八
ヌ 但一〇六、五〇十三
ル 但三〇十二
ヲ 可六〇廿六

る者にてうの身ゐ何の咎もなく何れ過失もなかりけれべなり　五 是ゐおいてうの人々言けるゐこのダニエルむうの神の例典について之が隙を獲ゐあらざれべつひゐこれを訟ふるに由ゐしと　六 すなむちうの監督と州牧等王の許に集り來りて斯王ゐ言りダリヨス王よ願くむ長壽かれ　七 國の監督、將軍、州牧、牧伯、方伯等みな相議りて王に一れ律法を立て一の禁令を定めたゐむんことを求めんとす王ようの事ゐ是のごとし即ち今より三十日の内ゐ唯汝にのみ願事をなさゑめ若汝をゐきて神または人にこれをなす者あらむ凡て獅子の穴に投いれんといふ是ゐり　八 然む王よねがむくいうの禁令を立てうの詔書を認ためメデアとペルシヤの廢ることなき律法のごとくに之をして變ちざらゑめたまへと　九 王すゐむち詔書を玄たゑめてうの禁令を出せり　十 茲にダニエルいうの詔書を認ためたることを知て家にかへりけるがうの二階の窓のエルサレムゐむかひて開ける處ゐて一日に三度づゑ膝をかゞめて禱りうの神ゐ向て感謝せり是うの時の前より玄て斯ゐし居たれむなり　十一 斯りしかむうの人々馳よりてダニエルがうの神にむかひて禱りかつ求めをるを見ゐらはせり　十二 而して彼ら進みきたり王の禁令の事につきて王に奏上して言けるゐ王よ汝ゐ禁令を玄たゑめ出し今より三十日の内ゐむ只なんぢにのみ願事をゐさしめ若し汝をゐきて神または人にこれをゐす者ゐらむ凡てうの者を獅子の穴に投いれんと定めたまへるゐらずやと王こたへて言ふ其事ゐ眞實にしてメデアとペルシヤの律法のごとく廢べからざる者ゐり　十三 彼らまた對へて王の前ゐ言けるゐ王よユダの俘擄人ゐるダニエルゐ汝をも汝の認ため出したまひし禁令をも顧みずして一日に三度づゑ祈禱をなすなりと　十四 王この事を聞てこれがために大ゐ愁ひダニエルを救むんと心を用ゐ即ちこれを拯けんと力をつくして日の入る頃ゐおよびけれべ　十五 うの人々また王の許に集ひきたりて王ゐ言けるむ王よ知たまへメデ

ツ 結卅九〇四
子 默十九〇十八
ナ 申卅二〇十四　詩廿二〇十二
ヲ 詩七十六〇六　結卅八〇四
ム 默十九〇十八
ウ 結卅八〇十六、廿三
井 出七〇四
ノ 結卅九〇七、廿八
オ 結卅六〇十八、十九、廿、廿三
ク 申卅一〇十七　樂五十九〇二
ヤ 利廿六〇廿五
マ 結卅六〇十九
ケ 耶卅〇三、十八　結卅四〇十三、卅六〇廿四
フ 結廿〇四十　何一〇十一
コ 利廿六〇五、六
エ 但九〇十六
テ 結廿八〇廿五、廿六
ア 結卅六〇廿三、廿四、卅八〇十六
サ 結卅四〇卅、卅九〇廿二
キ 耳二〇廿八　亞十二〇十
ユ 樂五十四〇八
イ 結卅三〇廿一
ロ 結一〇三
ハ 結八〇三
ニ 默廿一〇十

ひ來り我が汝られたために殺せるところの犧牲ゐ四方より聚れ即ちイスラエルの山々の上なる大なる犧牲ゐ蹠み肉を食ひ血を飲め　十八 汝ら勇士の肉を食ひ地の君等の血を飲め牝羊羔羊牡山羊牡牛おど凡てバシヤの肥たる畜を食へ　十九 汝らわが汝らのために殺せるところの犧牲ゐつきて飽まで脂を食ひ醉まで血を飲べし　二十 汝らわが席ゐつきて馬と騎者と勇士と諸の軍人ゐ饗べしと主ユホバいひたまふ　二一 我わが榮光を國國の民ゐ玄めさん國々の民みな我がおこなふ審判を見我がかれらの上に加ふる手を見るべし　二二 是日より後イスラエルの家我ユホバの己の神なることを知んと　二三 又國々の民イスラエルの家の擄へうつされしい其惡ゐよりしなるを知べし彼等われに背きたるに因て我わが面を彼らゐ隱し彼らをうけ敵れ手に付したれむ皆劍に仆れたり　二四 我かれらの汚穢と惡惡とに玄たがひて彼らを待ひわが面を彼等ゐ隱せり　二五 然べ主ユホバかく言たまふ我今ヤコブの俘擄人を歸しイスラエルの全家を憐み吾聖き名のためゐ熱中せん　二六 彼らろの地に安然に住ひて誰も之を怖れ玄むる者おきに至る時いろの我ゐむかひて爲たるところの諸の悖れる行爲のためゐ愧べし　二七 我かれらを國々より導きかへりうけ敵の國々より集め彼らをもて我の聖き事を衆多の國民ゐ玄めす時　二八 彼等すなむち我ユホバの己の神なるを知ん是い我われらを國々ゐ移し又うの地にひき歸りて一人をも其處にのこさゞれべなり　二九 我わが靈をイスラエルの家にうゝぎたれべ重て吾面を彼らに隱さじ主ユホバこれを言ふ

第四十章

一 我らの擄へ移れてより二十五年邑の擊破られて後十四年うの年の初の月の十日其日ゐユホバの手われゐ臨み我を彼處ゐ攜へ往く　二 即ち神異象の中に我をイスラエルの地にたづさへゆきて甚だ高き山の上にふろしたまふ其處に南の方ゐあたりて邑のおとき者建り　三 彼我をひきて彼處にいたりたまふ

ホ 結一〇七　但十〇六
ヘ 結四十七〇三
ト 默十一〇一、廿一〇十五
チ 結四十四〇五
リ 結四十三〇十
ヌ 結四十二〇廿
ル 王上六〇四
ヲ 默十一〇二
ワ 王上六〇五
カ 結四十五〇五

に一箇の人あるを見るゝの面容ゝ銅のごとくにして手に麻の繩と間竿を執り門に立り　四 其人われに言けるゝ人の子よ汝目をもて視耳をもて聞き我が汝ゝ示めす諸れ事に心をとめよ汝を此ゝたづさへしゝこれを汝に示めさんためなり汝ゞ見る所の事を盡くイスラエルの家に告よと　五 斯ありて視るに家の外の四周ゝ墻垣ありゝの人の手ゝ六キユピトれ間竿ありゝのキユピトゝ各一キユピトと一手濶なり彼ゝの牆の厚を量るゝ一竿ありゝの高もまた一竿あり　六 彼東向の門にいたりゝの階をのぼりて門の閾を量るゝ其濶一竿あり即ち第一の閾れ濶一竿あり　七 守房ゝ長一竿廣一竿、守房と守房の間ゝ五キユピトあり内れ門の廊の傍ある門の閾も一竿あり　八 内の門の廊を量るに一竿あり　九 又門の廊を量るゝ八キユピトありゝの柱ゝ二キユピトありゝの門の廊ゝ内ゝあり　十 東向の門の守房ゝ此旁ゝ三箇彼處に三箇あり此三みな其寸尺おなじ柱もまた此處彼處ともゝゝの寸尺おなじ　十一 門の入口の廣をはかるゝ十キユピトゝり門の長ゝ十三キユピトなり　十二 守房の前ゝ一キユピトの界ゝり彼旁の界も一キユピトゝり守房ゝ此旁彼旁ともに六キユピトなり　十三 彼また此守房の屋背より彼屋背まで門をはかるに入口より入口まで二十五キユピトゝり　十四 柱ゝ六十キユピトゝ作れる者なり門のまたりに庭ゝりて柱ゝまでおよぶ　十五 入口の門の前より內の門の廊の前ゝいたるまで五十キユピトあり　十六 守房と門の內面の周圍れ柱とに閉窓あり牆垣の差出たる處にも亦かり內面の周圍にゝ窓ゝり柱ゝ棕欄あり　十七 彼また我を外庭に攜ゆくに庭の周圍に設たる室と鋪石ゝり鋪石の上に三十の室ゝり　十八 鋪石ゝ門の側にゝりて門の長におなじ是下鋪石ゝり　十九 彼下の門の前より內庭の外の前までの廣を量るに東と北とに百キユピトゝり　二十 又外庭なる北向の門の長と寬をはかれり　二十一 守房ゝの此旁に三箇彼旁に三箇ゝり柱ゝよび差出たる處もゝり是ゝ前の門の寸尺のごとく長五十キユピト濶二十五キユピトゝり　二十二 ゝの窓と差出たる處と棕欄ゝ東向の門にゝる者の寸尺とおなじ七段の階級を經て上るに差出たる處ゝの前にゝり　二十三 內庭の門ゝ北と東の門に向ふ彼門より門までを量るに百キユピトゝり　二十四 彼また我を南に攜ゆくに南向の門ゝりゝの柱と差出たる處をはかるに前の寸尺の如し　二十五 是ゝの差出たる處の周圍に窓ゝり彼窓のごとしゝの門ゝ長五十キユピト濶二十五キユピトなり　二十六 七段の階級をへて登るべし差出たる處ゝの前にゝりゝの柱の上にゝ此旁に一箇彼旁ゝ一箇の棕欄ゝり　二十七 內庭に南向の門ゝり門より門まで南の方をはかるゝ百キユピトゝり　二十八 彼我を攜へて南の門より內庭に至る彼南の門をはかるにゝの寸尺前のごとし　二十九 ゝの守房と柱と差出たる處ゝ前の寸尺のごとしゝの門と差出たる處の周圍とゝ窓ゝり門の長五十キユピト濶二十五キユピトなり　三十 差出たる處周圍にゝりゝの長二十五キユピト濶五キユピト　三十一 其差出たる處ゝ外庭に出ゝりゝの柱の上に棕欄ゝり八段の階級をへて升るべし　三十二 彼また內庭の東の方に我をたづさへゆきて門をはかるに前の寸尺の如し　三十三 ゝの守房と柱ゝよび差出たる處ゝ寸尺前のごとしゝの門と差出たる處の周圍とに窓ゝり門の長五十キユピト濶二十五キユピト　三十四 ゝの差出たる處ゝ外庭にいづ柱の上ゝゝ此旁彼旁に棕欄ゝり八段の階級をへて升るべし　三十五 彼われを北の門にたづさへゆきてれを量るに寸尺おなじ　三十六 ゝの守房と柱と差出たる處ゝりゝの周圍に窓ゝり門の長五十キユピト濶二十五キユピト　三十七 ゝの柱ゝ外庭に出ゝ柱の上に此旁彼旁に棕欄ゝり八段の階をへて升るべし　三十八 門の柱の傍ゝ戸のゝる室ゝり其處ゝ燔祭の牲を洗ふところゝり　三十九 門の廊れ此旁ゝ二れ臺彼旁に二の臺ゝり其上に燔祭罪祭愆祭の牲畜を屠るべし　四十 北の門れ入口に升るゝ外面ゝ於て門の廊れ傍ゝ二の臺ゝり亦他の旁ゝも二の臺ゝり　四十一 門の側ゝ此旁ゝ四の臺彼旁ゝ四の臺ゝりて八なり其上ゝ屠ることを爲す　四十二 升口に琢石の四の

ヨ 結四十〇廿一、廿五、卅三、卅六
タ 利四〇二、三
レ 利五〇六、六〇六、七〇二

ソ 代上六〇廿一
ツ 利八〇廿五　民三〇廿七、廿八、廿二、廿八、十八〇五　代上九〇廿三　代下十三〇十一　詩百四〇一　結四十〇四十六
ネ 民十八〇五　結四十四〇十五
ナ 王上二〇廿五　結四十三〇十九、四十四〇十五、十六
ラ 王上六〇三
ム 王上七〇廿一

臺あり長一キユビト半廣一キユビト半高一キユビトあり燔祭および犧牲を宰るところの器具をろの上ゐ置く　四三　内の周圍に一手寛の曲釘てあり犧牲の肉い臺の上にゐかる　四四　内の門の外ゐいて内庭ゐ謳歌人の室ゐり一い北の門の側にゐりて南にむかひ一い南の門の側にゐりて北にむかふ　四五　彼われに言ふ此南にむかへる室い殿をまもる祭司のための者　四六　北にむかへる室い壇をまもる祭司のための者ゐり彼等いレビの子孫の中ゐるザドクの後裔にしてエホバゐ近よりて之に事ふるなり　四七　而して彼庭をむかるに長百キユビト寛百キユビトにして四角なり殿の前ゐ壇あり　四八　彼殿の廊ゐ我をひきゆきて廊の柱を量るに此旁も五キユビト彼旁も五キユビトあり門の廣い此旁三キユビト彼旁三キユビトなり　四九　廊の長い二十キユビト寛い十一キユビト階級によりて升るべし柱ゐろふて柱ゐり此旁に一箇彼旁ゐ一箇

第四十一章

一　彼殿に我をひきゆきて柱を量るに此旁の寛六キユビト彼旁の寛六キユビト幕屋の寛なり　二　戸の寛い十キユビト戸の側柱い此旁も五キユビト彼旁も五キユビト彼量るにろの長四十キユビト廣二十キユビトあり　三　内にいりて戸の柱をはかるゐ二キユビトあり戸い六キユビト戸の濶い七キユビト　四　彼量るにろの長二十キユビト廣二十キユビトにして殿に向ふ彼われにいひけるい是至聖所ゐり　五　彼室の壁を量るに六キユビトあり室の周圍の連接屋の寛い四キユビトゐり　六　連接屋い三階にして各三十の間ゐり室れ壁周圍の連接屋の側にゐりて連接屋い之に連りて堅く立つ然れども室の壁に插入て堅く立るにゐらず　七　連接屋い上にいたるに隨ひて廣くゐり行く即ち家の圍牆家の四周に高くのぼれる家い上廣くして下のより上のにれぼる樣い中のれ割合ゐをたがふゐり　八　我室ゐ高き處ゐるを見る連接屋の基い一竿ゐ足てろの接連る處まで六キユビトゐり　九　接連屋ゐゐる外の壁の厚い五キユビト室の連接屋の傍の隙もま

チ 出廿〇一
リ 出廿〇八
ヌ 結四十四〇十六、馬一〇心十二
ル 王上六〇廿一至廿五
ヲ 結四十〇十六、四十一〇十六
イ 結四十一〇十二、十五
ホ 結四十〇十六、四十一〇廿六
ヘ 王上六〇廿九
ト 結一〇十
ロ 結四十一〇十六

た然り　十　室れ間ゐあたりて家の四周ゐ廣二十キユビトの處ゐり　十一　接連屋の戸い皆かの隙ゐむかふ一の戸い北ゐむかひ一の戸い南にむかふ其隙たる處い四周ゐゐりて廣五キユビトなり　十二　西の方ゐゐたる離處の前の建物い廣七十キユビトろの建物の周圍の壁い厚五キユビト長九十キユビト　十三　彼殿をはかるにろの長百キユビトゐり離處とろの建物とろの壁い長百キユビト　十四　殿の面および離處の東面い廣百キユビトなり　十五　彼後なる離處の前の建物の長を量れり其此旁彼旁の廊下い百キユビトゐりまた内殿と庭の廊を量り　十六　彼の三ゐある所の閾と閉窓と周圍の廊下を量れり閾の對面ゐ當りて周圍ゐ嵌板ゐり窓まで地を量りしが窓い皆蔽ふてゐり　十七　戸の上なる處内室と外の處および内外の周圍の諸の壁まで量ることをなせり　十八　ケルビムと棕櫚と造りてゐり二のケルビムの間毎ゐ一本の棕櫚ゐりケルビムに二の面ゐり　十九　此旁ゐい人の面ゐりて棕櫚にむかひ彼旁にい獅子の面ゐりて棕櫚にむかふ、家の周圍に凡て是のごとく造りてゐり　二十　地より戸の上までケルビムと棕櫚の設ゐり殿の壁も然り　二一　殿にい四角の戸柱ゐり聖所の前にも同形の者ゐり　二二　壇い木にして高三キユビト長二キユビトなり是に隅木ゐりろの臺と其周圍も木ゐり彼われに言けるい是いエホバの前の壇なり　二三　殿と聖所とにい二の戸ゐり　二四　ろの戸に二の扉ゐり是二の開扉ゐり此戸に二箇彼戸に二箇の扉ゐり　二五　殿の戸にケルビムと棕櫚つくりてゐり壁にゐけるがごとし外の廊の前に木の段ゐり　二六　廊の横壁と家の連接屋と段にい此旁彼旁に閉窓と棕櫚ゐり

第四十二章

一　彼われを攜へ出して北にゐもむく路よりして外庭にいたり我を室に導く是い北の方にゐりて離處に對ひ建物に對ひをる　二　ろの百キユビトの長ゐる所の前ゐ至るに戸い北の方ゐゐり寛い五十キユビト　三　内庭の二十キユビトゐる處ゐ對ひ外庭の鋪石に對ふ、廊下れ上ゐ廊下ゐりて三なり　四　室の前